

## 平戸市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月27日(月) 午前9時30分から午前11時30分

2. 開催場所 平戸市役所3階会議室

3. 出席委員(30人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸
6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	22番 石田 勝巳	24番 川村 政幸
25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之
29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	31番 山本 順子	32番 宮田 克幸

4. 欠席委員(3人)

欠席者 10番 岡村 勝彦 21番 阿部 榮 23番 瀨本 寿光

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員の指名

第4 会務報告

第5 報告第1号 農業経営基盤強化促進法による合意契約について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 事項取得を原因とする農地の権利移転について

議案第5号 第1回農地利用集積計画(案)について

議案第6号 第1回農地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉会

6. 事務局

事務局長 川口 敬 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博 主査 浦上 祐希

主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

局長

ただ今から平成27年度第1回総会を開会いたします。

はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

本日は平成27年度第1回総会をご案内したところ、皆様方には大変ご多忙のところ出席いただきましたことに感謝いたします。

いよいよ早期米の大変忙しい時期を迎えます。この度、平戸市で長崎県中間管理機構第1号が達成出来ました。この件に関しては一番最後の案件で審議いただき、意見を県に報告するようになっております。よろしくをお願いいたします。

5月に入りますと、14、15日に長崎県農業会議によりまして県下会長、事務局長会議が雲仙市で開催され、局長と出席いたします。また、28日には毎年行われております全国農業委員会会長大会が東京の日比谷公会堂で開催されます。終了後、国会議員陳情活動ということで、長崎県選出の国会議員に対して農業行政に対する陳情活動を行う予定になっておりますが、これにも代表して出席することとなっております。

皆さん方には多忙な時期を迎えるわけですが、高齢者の農機具による事故があちこちから起きております。高齢者だけによる農作業が見受けられますが、十分注意して配慮していただいて、事故のない農作業を心がけてしていただきたいと考えております。地区の会合に出席された場合は、そのことを伝えていただき、事故撲滅にご協力いただきたいと思っております。

本日も重要な案件をご提案いたします。最後まで皆様方の慎重なるご審議をお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

局長

本日、10番岡村勝彦委員、21番阿部 榮委員、22番濱本寿光委員より欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は委員定数33名中、30名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の

指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、3番橋村弥壽夫委員と4番七種一郎委員にお願いします。書記には事務局職員の福海参事を指名いたします。

以上で日程第3を終わります。

議長

これより3月期の会務報告と、4月期の行事予定を事務局長が行います。

局長

それでは平成27年4月の会務報告と、5月の行事予定をご報告させていただきます。(4月会務報告、5月行事予定を報告)

議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成27年度5月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を5月26日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議がないようですので、次回総会を5月26日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第1号 農業経営基盤強化促進法による合意解約について 》

議長

それではこれより議事に移ります。

報告第1号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料2ページをお願いします。報告第1号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」を説明いたします。

(報告第1号1番を朗読：1件)

議長

ただ今、事務局より報告第1号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第1号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

議長

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料3ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。(議案第1号1番から3番を朗読：3件)

議長

ただ今、事務局より議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について》

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料6ページをお願いします。議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」ご説明いたします。

(議案第2号1番から2番を朗読 パワーポイントを併用して説明：2件)

議 長

ただ今、事務局より議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を、番号順にお願いします。

委 員

1番について説明します。4月16日に地元委員と現地調査を行ったところです。事務局と代理人であります行政書士と一緒に調査を行いました。事務局説明のとおり、今年1月に転用申請があったところの隣接地です。宅地化が進んでいる地域です。周りは原野と自己所有地しかないところで、支障はないと判断いたしました。

委 員

2番について説明いたします。4月16日に申請者と地元委員6名と事務局で現地確認をいたしました。先ほど事務局の説明のとおり田で三角の土地で機械の搬入が厳しく農業生産は低い状況ではないかと思われます。駐車場ということで仕方ないと思われます。

議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

#### 《 議案第3号 非農地証明願について 》

議 長

続きまして、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料7ページをお願いします。議案第3号「非農地証明願について」ご説明いたします。(議案第3号1番から9番を朗読、パワーポイントを併用して説明：9件)

議 長

ただ今、事務局より議案第3号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

委 員

1番ですが現地確認の前に申出人から連絡があり、木を伐採しているなどの現状を聞いておりました。非農地証明は無理ではないかと話しておりました。事務局3名、委員2名で現地を確認いたしました。どうしても無理だと判断してきました。

委員

2番ですが、この件に関しては4月16日地元委員6名と現地確認を行いました。ここは30年ほど前から耕作を放棄してあり竹が生えており、石もありました。道が狭くて農業機械は入らないし水田としては無理であると判断しました。

委員

3番ですが、私は4月16日の事務局との現地確認に行きませんでした。この土地は私の担当区域で、毎年、耕作放棄地の確認を行っていた土地です。耕作道路は狭いし、機械の入る状況にはなく、長年耕作は放棄してあり、やむを得ないと判断します。ご審議お願いします。

委員

4番ですが、4月16日に事務局と担当委員で現地調査を行いました。現状では畑が出来そうですが、近隣の方々がなんとか保っているということで、ほっておけば朝鮮朝顔が家まで這い上がって、何とかして欲しいということで許可するしかないと判断しました。

委員

5番ですが、16日に事務局と担当委員で現地調査を行いました。事務局から説明のとおりですが、昭和60年頃から宅地になっています。右側は、4年前災害で田んぼを宅地にした経緯があります。やむを得ないと判断しました。よろしくお願いします。

委員

6番ですが、4月17日に農業委員4名と事務局で現地を見に行きました。ごらんのように山状態で、境界線もわかりません。

委員

7番ですが、4月17日に農業委員4名と事務局で現地を見に行きました。ごらんのような状態で、説明も必要ないような状態です。

委員

8番ですが、この土地は前に農業振興地をはずすということで上がっていました。はっきり言って畑になるような状態ではないので、仕方がないのではないかと見てまいりました。よろしくお願いします。

委 員

9番ですが、16日、事務局、地元委員、西部道路関係者と現地を見てきました。話によると昭和47年頃から西部道路の資材置場として利用されているということでした。今後も資材置場として利用していきたいとのことでした。農地として再利用は無理ということで認めてまいりました、審議をお願いします。

議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

委 員

4番5番の案件は非農地証明でしたほうがいいのか。農地転用で申請をあげた方がいいように思いますが、どうですか。

事務局

案件としては転用でいいような案件ですが、県から過去分の転用に関しては、転用であげないように指導があります。過去の分に関しては非農地で対応したいと思います。

議 長

ほかにごいませんか。

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号「非農地証明願いについて」は原案のとおり非農地として証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議がないということですので、議案第3号「非農地証明願いについて」は原案のとおり非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第4号 時効取得を原因とする農地の権利移転について 》

議 長

次に議案第4号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」を議題といたします



す。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料9ページをお願いします。議案第4号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」ご説明いたします。(議案第4号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

議長

ただ今、事務局より議案第4号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」の説明が終わりました。事務局の説明に対する質問を受けたいと思います。何かご意見ありませんか。

委員

勉強のために教えて下さい。名義人が亡くなって同意書が必要だったが取れなかった。そこで今回、時効取得となった。なんらかの証明がなければ取れないのか。どういう証明があれば取れるのか。周りの人がそうだとすれば取れるのか、そこを教えてください。

事務局

時効取得ですが民法の規定になります。10年の区切りがあります。10年というのは使用者が善意による使用でほかの人が知らない場合です。20年というのがありますが、20年は人の土地と知っていて使って使い切れれば大丈夫という規定になります。ただこの場合は土地を管理している義務者が使っているのを理解していたし、所有権移転は名義人を変えられなかっただけということです。この度、40年たっておりますので法務局で時効取得が認められたということです。特に証明についてはどのようなものかわかりません。

委員

今の説明では、たとえば認知症の方で自分の土地もわからないような土地を、近隣の農家が使っていて、周りの人もなにも言わない。20年使って俺の土地といえば時効取得も可能ということですね。

事務局

可能かどうかといわれれば可能だと思います。ただ、裁判所の手続きが必要ですのでどの程度の資料が必要か。ケースバイケースではないかと思います。

委員

農業委員会の見解としての統一した見解はどうか。

事務局

農業委員会総会にける案件は登記が完了した状態のものを上げています。

委員

農業委員会総会に案件で提案して内容が違ふとわかつた場合はどうなりますか。

事務局

総会にけるときは登記が終わつていますので、さし戻しが出来るのか判断しかねます。合意が出来ているという前提の元、総会にかけています。

議長

すでに登記が終わつているということは、双方話し合いが行われ、それに基づいて法務局が判断しているものと理解しています。

委員

時効取得の提案の進め方が曖昧なので、ちゃんとされたほうがいいと思います。

議長

次回の総会までに農業会議と協議を行い、報告するようにします。ほかにご意見ありませんか。

委員

今の登記の問題は、西部道路の方が、相続人が50人程いて登記の経費も相当かかると話してました。登記する段階で印鑑が必要ですが、もらえなかつたので時効取得となりました。この件に関しては農業委員会の責任はないと思っています。

委員

委員の言つたように、相続人全員からの同意書を採れなかつたため、時効取得による所有権移転となつたと書いてある。下手をすると、農業委員の中には20年すると自分のものになるという誤解をするかもしれない。文章の書き方も確認しておかなければならない。

局長

事務局といたしましても、委員、委員、委員の質疑に対しまして、第4号の占有の原因となった行為の文章の書き方、確認の仕方等は、農業会議を介しまして、5月総会に改めて報告させていただきます。

議長

ほかにありませんか。

(意見なし)

議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第4号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議がないということですので議案第4号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《 議案第5号 第11回農用地利用集積計画(案)について 》

議長

議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。  
はじめに、12ページ利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号5番から10番を除いた案件と、14ページ利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上の整理番号1番利用権を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」です。議案書11ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。(整理番号1番から3番を朗読：3件)

次に議案書12ページから13ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。(整理番号5番から10番を除いた議案を朗読：8件)

次に議案書15ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。(整理番号1番から6番を朗読：6件)

議 長

ただ今、事務局より議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号5番から10番を除いた案件と、利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上の整理番号1番を除いた案件につき説明が終わりましたので、何かございませんか。

(発言なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決にはいります。

議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号5番から10番、及び利用権設定各筆明細10年以上の整理番号1番を除いた案件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号5番から10番、及び利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上の整理番号1番を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

議 長

次に同議案の10ページ利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号5番から10番を議題といたします。但し、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により 委員の退席を求めます。

(退席を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

利用権設定各筆明細(賃借権) 4年から6年になります。

(整理番号5番から10番を朗読：6件)

議 長

ただ今、事務局より同議案の利用権設定各筆明細(賃借権) 4年から6年の整理番号5番から10番の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。同議案の利用権設定各筆明細(賃借権) 4年から6年の整理番号5番から10番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないということですので、同議案の利用権設定各筆明細(賃借権) 4年から6年の整理番号5番から10番については、原案のとおり許可することに決定いたします。それでは、委員の入場を求めます。

議 長

次に同議案の14ページ利用権設定各筆明細(賃借権) 10年以上の整理番号1番を議題といたします。但し、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により 委員の退席を求めます。

(退席を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

利用権設定各筆明細(賃借権) 10年以上になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

議 長

ただ今、事務局より同議案の利用権設定各筆明細（賃借権）10年以上の整理番号1番の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。同議案の利用権設定各筆明細（賃借権）10年以上の整理番号1番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議がないということですので、同議案の利用権設定各筆明細（賃借権）10年以上の整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

それでは、委員の入場を求めます。

（入場を確認）

《 議案第6号 第1回農用地利用配分計画（案）に対する意見について 》

議 長

次に議案第6号「第1回農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号「第1回農用地利用配分計画（案）に対する意見について」です。16ページをご覧ください。（議案第6号1件を説明）

議 長

ただ今、事務局より議案第6号「第1回農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

中間管理機構から土地を借りる場合、猪対策は借りる人がするのですか。中間管理機構がしてくれるのですか。

事務局

基本的に借りうける人がします。

委員

中間管理機構が貸し付けるということですが、貸賃のことが決まっているのですか。

事務局

貸賃は地域の相場に応じた額ということです。中間管理機構事務局が農林課内にあります。そちらで設定するようになります。10aあたり30,000円が地域の相場かといわれると高いように思われる人もいます。ここで説明しておきますと、マッチング会といって、借りたい人に貸したい土地がありますがどうですかと話をします。土地の所有者は入りません。中間管理機構から土地を借りることが出来る人は担い手であること、地域に住んでいること、認定農業者、新規就農者などになっています。この時はそういう条件に合う人が3名いて決められない状況になって、入札ではありませんが、一番高い人に決まったのです。ただし委員からも、これが相場の金額になるのではないかというお話も聞いています。中間管理機構に確認したら、くじ引きをすると聞きましたので、次回のマッチングからは借賃は入札のようなやり方ではなくやらなければいけないと農林課と協議をしています。以上です。

委員

この田んぼの数は基盤整備した数ですか。

事務局

基盤整備して田んぼは2枚になっています。

委員

80,000円の交付金がありますが、30,000円を払って、ラップ代、人件費を入れるとマイナスになります。これを相場にすると借りる人がいなくなるのではないかと思います。事務局からも話がありましたが、お願いします。

議 長

ほかにありませんか。

(発言なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第6号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないということですので、議案第6号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、原案のとおり決定し、平戸市長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で、本日の議案議案ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ここでお謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会平成27年度第1回総会を閉会いたします。

午前10時56分 終了

10. 議事録の公開



公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 平成27年度 農業委員会概要

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成27年5月18日

会 長 丸田 保

3番委員 橋村弥壽夫

4番委員 七種 一郎